

## 植物ウイルス・ウイロイドの病名の提案・記載について（案）

日本植物病理学会 病名委員会

植物ウイルス分類委員会

日本植物病名目録には、病徴名を含まない「ウイルス病」という病名が古くから記載されてきました。これには、1. 潜在感染ウイルス 2. 無病徴感染ウイルス 3. 戻し接種により病徴が再現されていないウイルスによる感染例等が該当していました。潜在感染や無病徴感染は病気とは言えませんが、ウイルスの発生生態を理解する上で役立ってきました。そこで、「ウイルス病」は「++++（未提案）」に置き換え、備考欄に「ウイルス病(Virus)とされていた」とともにその概要（潜在ウイルス感染、無病徴ウイルス感染など）を追記することとしました。

また、今後新たに記載される病名の提案・記載については以下の規則に準拠することとしました（括弧内は病名委員会の留意事項 ←病名委員会の内規として公表しなくても良い）。

1. 戻し接種により原病徴が再現された場合に病名を提案することとする。
2. 自然界で混合感染している植物を接種源として戻し接種した場合、単独感染株あるいは少ないウイルス系統による混合感染株が得られることがある。このような戻し接種植物が病徴を示す場合も病名を提案できる（備考に自然発病ではない旨を明記）。
3. 異なるウイルス・ウイロイド種が同様の病徴を引き起こし識別できない場合は、同一の病名を提案できる（1病名複数病原）。
4. 2種以上のウイルス・ウイロイドが混合感染したときに限り病徴を引き起こす場合に病名を提案する際は、病徴発現に関わる病原をすべて記載する（備考に混合感染のみの発病である旨を明記。2でも同様、3では病原の組み合わせを複数明記）。